

2-5-1 土地登記に係る登録免許税

Q 太陽光設備を設置するための土地を取得した場合の登記にかかる登録免許税とは？

A 土地の売買による所有権移転の登記の際に課税される税金です。

(I)

解説

1. 税率

税率は、以下のとおりです。

土地の所有権の移転登記の税率

内容	課税標準	税率	軽減税率（措法 72）
売買	不動産の価額	2.0%	令和3年3月31日までの間に登記を受ける場合 1.5%
相続、法人の合併又は共有物の分割	不動産の価額	0.4%	—
その他	不動産の価額	2.0%	—
(贈与・交換・収用・競売等)			

※ 相続による土地の所有権の移転登記について、別途、免税措置があります。

(注) 課税標準となる「不動産の価額」は、市町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。市町村役場で証明書を発行しています。

固定資産課税台帳の価格がない場合は、登記官が認定した価額となります。不動産を管轄する登記所に問い合わせると分かります。

2. 事例による解説

<事例>

太陽光発電設備のための土地を売買により取得しました。土地の登記に係る登録免許税はいくらでしょうか。

売買価額は 500 万円、固定資産課税台帳に記載されている価格は 300 万円です。

<解説>

$300 \text{ 万円} \times 2\% = 6 \text{ 万円}$

※令和3年3月31日までの間に登記を受ける場合 1.5%